

令和7年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和7年1月27日

# 令和7年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

報第10号	市長の専決処分事項の報告について・・・・・・・・・・・・	3
議第90号	中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	5
議第91号	中津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・	7
議第92号	中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・	13
議第93号	中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・	36
議第94号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	38
議第95号	中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・	41
議第96号	中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	52
議第97号	中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・	54
議第98号	中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・	56
議第99号	中津川市総合計画基本構想及び基本計画について・・・・	59
議第100号	第四次中津川市環境基本計画について・・・・・・・・	60
議第101号	財産の取得について・・・・・・・・	61
議第102号	財産の取得について・・・・・・・・	62
議第103号	市道路線の認定について・・・・・・・・	64

報第10号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

1 損害賠償の額の決定について（専第9号）

専第9号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月12日専決

中津川市長 小栗仁志

1 損害賠償の額 78,000円

2 損害賠償の相手方 市内在住の男性

議第90号

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

#### 提案説明

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第3号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

中津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
中津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定するものと  
する。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

条例等に基づく手続きについて電子情報処理組織等により行うことができるようとする  
ため、この条例を定めようとする。

# 中津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（規程を含む。）をいう。
- (2) 市の機関等 市の機関若しくはその機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政手の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。
- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用して行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前

項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用して行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うこ

とができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当

該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、この条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

人事院勧告に基づき、職員等の給与を改定するため、この条例を定めようとする。

# 中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「前条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第6条第2項中「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあっては、3号給）」を削る。

第10条の2第1項中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第12条の4第2項第2号中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に改め、同項ただし書中「その額に100分の150を乗じて得た額」を「その額は、7,050円（病院の医師等の宿日直勤務にあっては、33,750円）」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の60」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100

	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	

	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		

	86	266, 200	305, 800	355, 700			
	87	266, 500	306, 100	356, 100			
	88	266, 800	306, 400	356, 500			
	89	267, 100	306, 700	356, 700			
	90	267, 400	307, 000	357, 100			
	91	267, 700	307, 300	357, 500			
	92	268, 000	307, 600	357, 900			
	93	268, 300	307, 800	358, 100			
	94		308, 000	358, 400			
	95		308, 300	358, 800			
	96		308, 700	359, 100			
	97		308, 900	359, 400			
	98		309, 200	359, 800			
	99		309, 500	360, 200			
	100		309, 900	360, 600			
	101		310, 100	361, 100			
	102		310, 400	361, 500			
	103		310, 700	361, 900			
	104		311, 000	362, 300			
	105		311, 200	362, 800			
	106		311, 500	363, 200			
	107		311, 800	363, 500			
	108		312, 100	363, 800			
	109		312, 300	364, 200			
	110		312, 600				
	111		313, 000				
	112		313, 300				
	113		313, 500				
	114		313, 700				
	115		314, 000				

	116	314,400						
	117	314,600						
	118	314,800						
	119	315,100						
	120	315,400						
	121	315,700						
	122	315,900						
	123	316,200						
	124	316,500						
	125	316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	

	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100	604,000	
	12	338,600	438,500	489,900	606,100	
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		

	40	406, 700	478, 000	535, 300	
	41	408, 200	479, 600	536, 300	
	42	408, 900	480, 800	537, 100	
	43	409, 500	481, 900	537, 900	
	44	410, 100	483, 000	538, 700	
	45	410, 900	484, 000	539, 600	
	46	411, 500	484, 900	540, 400	
	47	412, 100	485, 800	541, 200	
	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	
	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	
	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	
	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	

	70		499,500	560,400			
	71		500,000	561,300			
	72		500,500	562,200			
	73		500,900	563,000			
	74		501,400				
	75		501,800				
	76		502,200				
	77		502,700				
	78		503,300				
	79		503,800				
	80		504,200				
	81		504,700				
	82		505,300				
	83		505,900				
	84		506,400				
	85		506,900				
定年前再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500	

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

#### イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の	1	円 201,000	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300	円 372,300	円 427,200
	2	円 203,100	円 241,100	円 275,200	円 294,100	円 327,700	円 374,000	円 429,100
	3	円 205,200	円 242,400	円 275,900	円 294,800	円 329,100	円 375,600	円 431,100

職員	4	207, 300	243, 700	276, 700	295, 500	330, 500	377, 200	432, 900
	5	209, 300	244, 900	277, 500	296, 200	331, 900	378, 700	434, 700
	6	211, 300	246, 000	278, 300	296, 900	333, 500	380, 300	436, 300
	7	213, 300	247, 000	279, 100	297, 600	335, 000	381, 900	437, 900
	8	215, 100	247, 900	279, 800	298, 300	336, 500	383, 500	439, 400
	9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900	385, 100	440, 900
	10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500	387, 100	442, 200
	11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000	389, 100	443, 500
	12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500	391, 100	444, 800
	13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900	392, 500	446, 100
	14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500	394, 200	447, 300
	15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900	448, 500
	16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600	449, 600
	17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300	450, 800
	18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800	451, 900
	19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300	453, 100
	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500	460, 100
	32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300	460, 400
	33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700	460, 700

	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		

	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			
	89		303, 800	342, 000	363, 300			
	90		304, 000	342, 200	363, 600			
	91		304, 200	342, 600	363, 800			
	92		304, 400	342, 900	364, 100			
	93		304, 800	343, 100	364, 400			

	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この給料表は、病院、診療所、家畜診療所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の医療業務に従事する職員で市の規則に定めるものに適用する。

#### ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外	1	円	円	円	円	円	円
	2	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
		223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100

の職員	3	225, 400	259, 000	294, 900	308, 300	332, 800	376, 800
	4	227, 100	261, 200	295, 400	308, 800	333, 700	378, 500
	5	228, 800	263, 400	295, 800	309, 300	334, 700	380, 300
	6	230, 700	264, 400	296, 300	309, 800	335, 900	382, 300
	7	232, 500	265, 200	296, 800	310, 400	337, 100	384, 300
	8	234, 200	266, 100	297, 200	310, 800	338, 300	386, 300
	9	235, 900	266, 900	297, 600	311, 300	339, 200	388, 000
	10	237, 800	268, 000	298, 100	311, 800	340, 400	390, 100
	11	239, 700	269, 100	298, 600	312, 400	341, 500	392, 200
	12	241, 600	270, 000	299, 100	312, 900	342, 600	394, 200
	13	243, 400	270, 800	299, 500	313, 300	343, 600	396, 100
	14	245, 400	271, 500	300, 000	313, 900	344, 700	397, 700
	15	247, 400	272, 200	300, 400	314, 600	345, 800	399, 500
	16	249, 400	273, 000	300, 900	315, 200	346, 900	401, 300
	17	251, 400	274, 100	301, 400	315, 800	348, 000	403, 000
	18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100	404, 700
	19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200	406, 700
	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100

	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	

63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		

93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	306, 500	337, 800	372, 400		
111	306, 700	338, 100	372, 900		
112	307, 000	338, 400	373, 300		
113	307, 300	338, 700	373, 700		
114	307, 500	339, 100	374, 100		
115	307, 800	339, 400	374, 600		
116	308, 000	339, 700	375, 100		
117	308, 300	339, 900	375, 500		
118	308, 500	340, 200	376, 000		
119	308, 800	340, 500	376, 500		
120	309, 100	340, 700	377, 000		
121	309, 400	340, 900	377, 300		
122	309, 700	341, 200			

123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			

	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任 用短時間勤 務職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師  
その他の職員で市の規則に定めるものに適用する。

第2条 中津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の1  
26. 25」に、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.  
5 (特定管理職員にあっては、100分の107. 5」を「100分の106. 25」  
に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「10  
0分の127. 5」とあるのは「100分の72. 5」と、「100分の105」とある  
のは「100分の60」と、「100分の107. 5」とあるのは「100分の62. 5」  
を「「100分の126. 25」とあるのは「100分の71. 25」と、「100分の

106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5 (特定管理職員にあっては、100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の180」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円

第4条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「第2項及び第3項」を「第2項及び前項」に、「第3項中」を「前項中」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に改め、「及び第4項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「第9条から第12条まで、第12条の3及び第21条」を「第9条から第11条まで及び第12条の3」に改め、同条第2項中「第19条の2第1項、第20

条第2項」の次に「、第21条第2項第1号」を加え、「100分の125」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の170を、12月に支給する場合には100分の180」とを「100分の96.25」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と」に改める。

(中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和38年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」に改める。

第6条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の220」に改める。

(中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和32年中津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第8条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、住居手当」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行する。

- 2 次に掲げる規定は、令和7年4月1日から適用する。
- (1) 第1条の規定による改正後の中津川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定
  - (2) 第3条の規定による改正後の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の一般職任期付職員給与条例」という。）の規定
  - (3) 第5条の規定による改正後の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定
  - (4) 第7条の規定による改正後の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議会議員報酬条例」という。）の規定  
(給与等の内払)

第2条 第1条の規定による改正前の中津川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条 第3条の規定による改正前の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4条 第5条の規定による改正前の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第5条 第7条の規定による改正前の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議会議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について  
中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

#### 提案説明

中津川市学校施設等適正配置計画による学校等施設の適正化のため、落合小学校と神坂小学校及び落合中学校と神坂中学校を統合し、並びに神坂学校給食共同調理場を廃止するため、また坂本小学校給食調理場及び坂本中学校給食調理場を統合し、坂本学校給食共同調理場を設置するため、この条例を定めようとする。

# 中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中津川市立神坂小学校の項を削り、同条第3項の表中津川市立神坂中学校の項を削る。

(中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第2条 中津川市学校給食共同調理場設置条例（昭和61年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市第一中第二中学校給食共同調理場の項の次に次のように加える。

中津川市坂本学校給食共同調理場	中津川市千旦林1386番地の258
-----------------	-------------------

第2条の表中津川市神坂学校給食共同調理場の項を削る。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第3条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第16中「及び神坂中学校」及び「、神坂小学校」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中第2条の表中津川市第一中第二中学校給食共同調理場の項の次に次のように加える改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 中津川市坂本学校給食共同調理場の設置のための手続きその他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 議第94号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

### 提案説明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第95号

中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

#### 提案説明

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し基準を定めるため、この条例を定めようとする。

# 中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条・28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定

し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その

行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部

分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）（保育所に係るものに限る。）

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）
  - (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）
  - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
- (準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### (委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第96号

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

#### 提案説明

児童福祉法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

し尿収集運搬手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表生活系一般廃棄物の部し尿の項中「214円」を「260円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後のし尿の収集運搬に係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

議第98号

中津川市火災予防条例の一部改正について

中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

### 提案説明

火災予防条例（例）の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」に改める。

第29条中「警報」を「警報（法第23条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改める。

第29条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加え

る。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第99号

中津川市総合計画基本構想及び基本計画について

中津川市総合計画基本構想及び基本計画を別添のとおり定めたいので、中津川市議会基本条例（平成26年中津川市条例第20号）第16条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

議第100号

第四次中津川市環境基本計画について

第四次中津川市環境基本計画を別添のとおり定めたいので、中津川市議会基本条例（平成26年中津川市条例第20号）第16条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

1 物件の表示

所在 地	地目	面積 (平方メートル)
中津川市付知町字竜野4956番43	宅地	3, 170. 97
中津川市付知町字竜野4956番52	宅地	5, 394. 27
中津川市付知町字立ノ神5881番3	原野	2, 501. 77
中津川市付知町字立ノ神5881番12	原野	228. 58
中津川市付知町字立ノ神5881番32	宅地	4, 786. 49
中津川市付知町字立ノ神5881番33	雑種地	1, 037. 00
合 計 面 積		17, 119. 08

2 取得金額 159, 207, 434円

3 取得の相手方 個人（14名）

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

中津川市長 小栗仁志

1 物件の表示

所 在 地	現況地目	面積（平方メートル）
中津川市茄子川字二ツ岩422番	山林	3, 030. 76
中津川市茄子川字二ツ岩424番1	保安林	1, 291. 28
中津川市茄子川字二ツ岩424番2	山林	8, 277. 72
中津川市茄子川字二ツ岩424番3	山林	6, 311. 10
中津川市茄子川字二ツ岩424番4	山林	8, 507. 92
中津川市茄子川字二ツ岩424番5	山林	4, 069. 30
中津川市茄子川字二ツ岩424番6	山林	7, 702. 92
中津川市茄子川字二ツ岩424番7	山林	477. 56
中津川市茄子川字西通448番1	保安林	6, 329. 54
中津川市茄子川字西通448番4	山林	668. 04
	ため池	616. 32
中津川市茄子川字西通448番11	山林	435. 25
中津川市茄子川字西通448番12のうち	山林	1, 416. 90

中津川市茄子川字西通448番33	原野	6, 790. 36
中津川市茄子川字西通448番36	ため池	2, 173. 89
中津川市茄子川字西通448番44	山林	520. 97
中津川市茄子川字西通448番52のうち	山林	71. 30
中津川市茄子川字西通448番58	保安林	251. 49
中津川市茄子川字西通465番8	山林	371. 19
中津川市茄子川字西通465番34	山林	334. 33
中津川市茄子川字西通465番35	山林	331. 55
合 計 面 積		59, 979. 69

2 取 得 金 額 76, 900, 795円

3 取得の相手方 個人（1名）、法人（1法人）

議第103号

市道路線の認定について

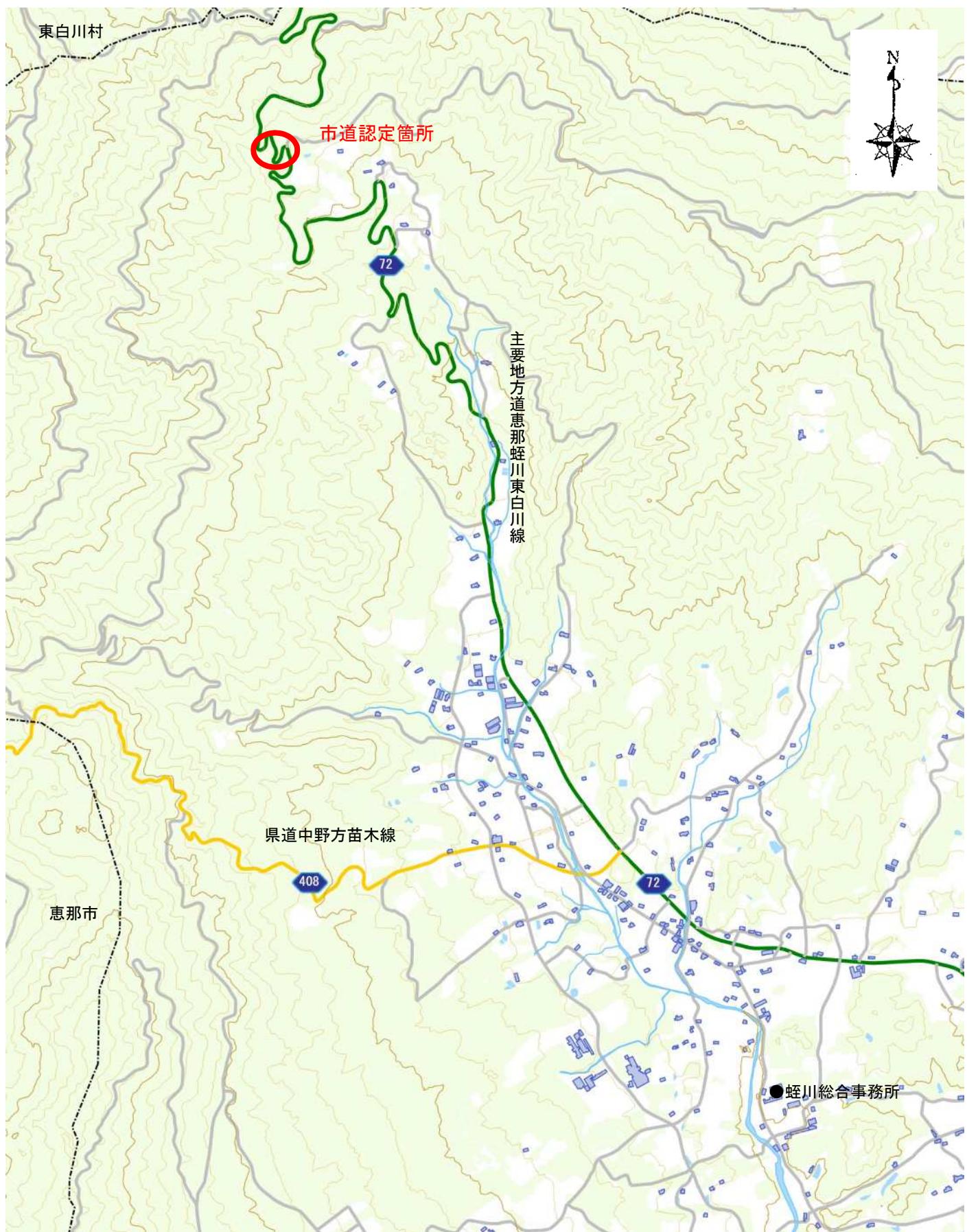
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

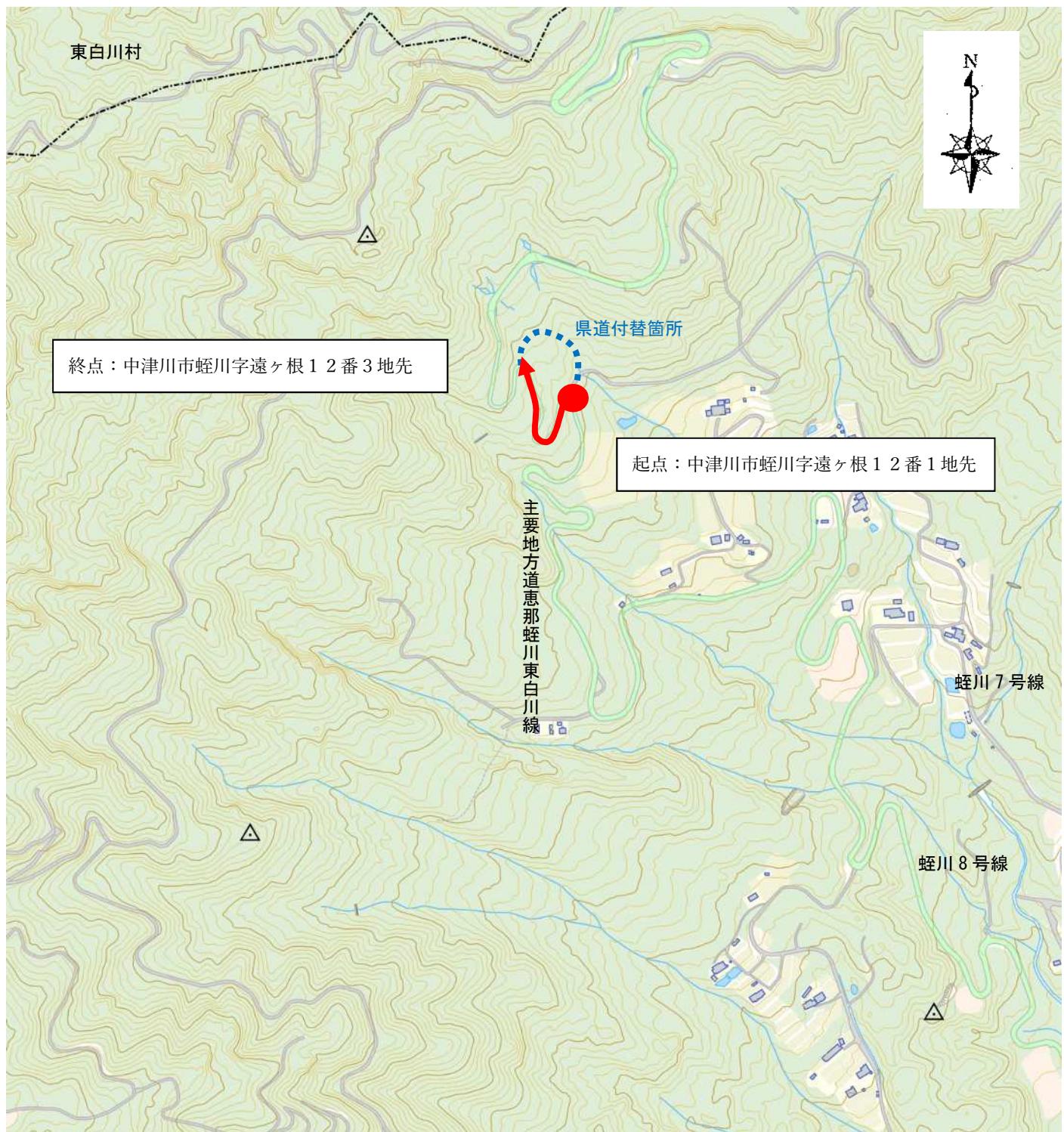
中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
13132	蛭川132号線	中津川市蛭川字遠ヶ根12番1地先
		中津川市蛭川字遠ヶ根12番3地先

## 広域位置図



## 詳細位置図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
13132	蛭川132号線	215.00	5.20~16.11	市道認定箇所
				県道付替箇所